

埼玉県子ども読書活動推進計画



© MPC

平成16年3月

埼玉県教育委員会

はじめに

子どもの成長にとって、読書はかけがえのないものです。子どもたちが言葉を通して、ものごとに興味を持ったり、自分の世界を広げたりするとともに、豊かな感性や情操、価値観など、人間性の育成にも大きな役割を果たすと考えております。また、読書は、国語力を構成している「考える力」「感じる力」「想像する力」「表す力」などを育てる上で中核となるものです。

平成15年5月に行われた「学校読書調査」によりますと、1か月に一冊も本を読まなかった児童生徒の割合は、概ね小学校で1割、中学校で3割、高等学校で6割となっています。このように小学校、中学校、高等学校と学年が進むほど児童生徒の「読書離れ」の割合が多くなるという状況は、誠に憂慮すべき事態であり、社会全体でその解決を図る必要があります。

そのため、本県では平成10年度から、「彩の国5つのふれあい県民運動」の中の一つとして、朝の一斉読書や読み聞かせ運動など、「本とのふれあい」を推進してまいりました。特に本年度は、図書館、学校、民間団体等の方々に構成された「埼玉県子ども読書活動推進会議」を設置し、子どもの読書活動の施策を総合的かつ体系的に推進するため、「埼玉県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

この計画では、平成16年度から概ね5か年を想定し、「家庭・地域、学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実」、「子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実」、「子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進」並びに「子どもが読書に親しむための推進体制の整備」の4つの基本的方針と施策の方向を示しました。

今後、この計画に沿って、子どもがそれぞれの発達段階に応じて、自主的に読書活動を行い、生涯にわたる読書習慣が形成されるよう、家庭・地域、学校を通じて多くの県民の方々と連携し、積極的に子どもの読書活動の推進に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、「埼玉県子ども読書活動推進会議」の委員の方をはじめ、県民の皆様から貴重な御提言や御意見をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

平成16年3月

埼玉県教育委員会教育長 稲葉 喜徳

埼玉県子ども読書活動推進計画目次

はじめに

第1部 総論

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の期間	2
3 計画の構成	2
4 基本の方針	2
(1) 家庭・地域、学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	2
(2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	3
(3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進	3
(4) 子どもが読書に親しむための推進体制の整備	3

第2部 各論

第1章 家庭・地域、学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	4
1 家庭における推進	4
2 地域における推進	4
(1) 公立図書館における推進	4
(2) 児童館における推進	6
(3) 民間団体等による推進	6
(4) 「彩の国5つのふれあい県民運動」の「本とのふれあい」の推進	7
3 学校等における推進	8
(1) 幼稚園や保育所における推進	8
(2) 小学校・中学校・高等学校における推進	9
(3) 障害のある子どもの読書活動の推進	10
4 図書館、学校、民間団体等の連携・協力	10
第2章 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	12
1 公立図書館の整備・充実	12
(1) 図書資料の整備・充実	12
(2) 設備等の整備・充実	12
(3) 司書の充実	13
(4) 障害のある子どものための諸条件の整備・充実	14
2 学校図書館の整備・充実	14
(1) 図書資料の整備・充実	14
(2) 設備等の整備・充実	15
(3) 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進	16
(4) 障害のある子どものための諸条件の整備・充実	16
(5) 学校図書館の開放	16
第3章 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進	17
1 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報	17
2 優良な図書の普及	18
第4章 子どもが読書に親しむための推進体制の整備	19
1 県の推進体制の整備	19
2 市町村の推進体制の整備	20

第3部 資料

1 埼玉県子ども読書活動推進計画施策体系表	21
2 読書活動に関する現状	23
3 埼玉県子ども読書活動推進会議設置要綱	24
4 平成15年度埼玉県子ども読書活動推進会議委員名簿	26

第1部 総論

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

今日、子どもを取り巻く社会環境は、少子・高齢化、高度情報化、国際化の進展など様々な面において急激な変化が生じています。このような中、ビデオ、インターネット等の各種情報メディアの発達・普及や子どもを取り巻く生活環境の変化などを背景に、子どもの読書離れが指摘されています。

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

本県では、平成10年度から「彩の国5つのふれあい県民運動」の中で「本とのふれあい」を展開し、子どもの読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発に努めてまいりました。また、平成14年度からは、「彩の国教育改革会議」の提言を踏まえ、「彩の国教育改革アクションプラン」を策定し、豊かな心をはぐくむ教育を推進する重要な柱として、子どもの読書活動の推進に努めております。学校では、本に出会い、本の面白さに目覚めさせ、さらに読書の習慣化を図るため、「朝の10分間読書の時間」等を設定し、子どもが読書に親しむ機会の充実を図っております。また、県立図書館や市町村立図書館でも、豊かな蔵書を整えるとともに、司書やボランティア等による読み聞かせやおはなし会などが行われています。

このような中、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、読書を通して、子どもの健やかな成長に資することを目的としています。また、平成14年8月には、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、各都道府県は、この計画を基本として、「子ども読書活動推進計画」を策定することとされております。

さらに、平成15年7月、「次世代育成支援対策推進法」が成立し、今後、国・地方を挙げて、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資する環境の整備に総合的かつ効果的に取り組むこととなりました。

このような国の動向も踏まえ、子どもの読書活動の施策を総合的かつ体系的な推進を図る「埼玉県子ども読書活動推進計画」を策定します。そして、次代を担う心豊かな子どもたちを育成するため、家庭・地域、学校が一体となって、子どもが読書活動に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めてまいります。

2 計画の期間

本計画は平成16年度から概ね5か年程度の期間を想定したのですが、これからの社会の情勢の変化に応じて計画の見直しを適切に行っていきます。

3 計画の構成

本計画は、第1部の「総論」、第2部の「各論」と第3部の「資料」から構成されています。それぞれの概要は、次のとおりです。

総論・・・埼玉県の子どもの読書活動の考え方を示す。

各論・・・子どもの読書活動を推進するための具体的な方策を示す。

資料・・・施策の体系等を示す。

4 基本の方針

本県では、国の基本の方針を踏まえ、本県の実情等を考慮し、次の4項目を計画の基本の方針とします。

【基本の方針】

- (1) 家庭・地域、学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
- (2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実
- (3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進
- (4) 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

(1) 家庭・地域、学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、まず、家庭・地域、学校のそれぞれが担うべき役割を果たすことが肝要です。そのためには、大人自身が読書の意義を理解して、家庭や学校で積極的に読み聞かせを行うほか、率先して読書をする姿勢を示すことが必要です。

家庭・地域、学校においては、子どもが進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書のきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深める機会を充実させることが重要です。

県では、各部局の連携はもとより、子どもの読書活動に携わる学校、図書館などの関係機関、民間団体等が緊密に連携し、相互の協力を図りつつ、子どもが読書に親しむ機会を提供するよう努めます。

(2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

子どもが読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期から本に接することができるような環境づくりに配慮する必要があります。そして、子どもの発達段階に応じて、子どもが興味を持ち、感動する本を身近に整えることが重要です。

このために、公立図書館や学校図書館などの施設が果たす役割は大きく、それぞれが機能を十分発揮するために、図書資料や設備、人材の充実を促進します。

(3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、県民の間に広く理解と関心を深める必要があります。

子どもを取り巻く大人を含めて読書活動を推進する気運を高めるとともに、特に、保護者、教員、保育士等が読書活動に理解と関心を持つことが子どもに自主的な読書態度や読書習慣を身に付けさせる上で重要であります。

このような観点から、県は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運を醸成するため、各種の研修会や親が集まる機会等を利用して、読書活動の意義や重要性について、理解と関心を深めるとともに、読書活動啓発パンフレットの配布や優良な図書の普及等を行い、広く啓発・広報を推進します。

(4) 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

子どもの読書活動を総合的に推進するためには、家庭・地域、学校それぞれが相互に連携・協力して子どもの自主的な読書活動の推進を図るような体制の整備に努める必要があります。

県においては、連携・協力の具体的な方策についての検討や関係者間の情報交換等を行うため、学校、図書館、教育委員会や民間団体等の関係者からなる総合的な推進体制を整備するよう努めます。

第2部 各論

第1章 家庭・地域、学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

1 家庭における推進

【現状及び課題】

地域や学校では、乳幼児や小学生を持つ親に配布する「家庭教育手帳」や「家庭教育ノート」の活用や、学校で配布する「学校だより」・「図書館だより」等を用いて、読書の大切さや、読書習慣を身に付けさせることの大切さを啓発しています。

家庭においては、親が子どもの読書活動の意義や重要性について理解し、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりなど、子どもが読書と出会うきっかけを作ることが求められています。

また、県内には親子読書等に取り組み、親子で一緒に読書を楽しむ活動を推進している学校や、生きる力をはぐくむ読書活動を家庭・地域と学校が連携して行う研究を進めている地域があります。家庭における読書活動を一層推進するため、家庭・地域、学校が一体となった読書活動の事例や、研究の成果を県内に広く情報として提供していくことが求められています。

【施策の方向】

乳幼児期には、家庭において親が語りかける、絵本を読み聞かせる、一緒に本を読むといった言葉の体験を通して、子どもと本との楽しい出会いが生まれます。

そこで、家庭教育に関する講座や子育て支援のための集会、定期健康診断等多くの親が集まる機会を利用して、読み聞かせや読書の重要性について親への理解を促進します。また、「家庭教育手帳」をPTA活動の研修会等で活用し、「親子読書の時間」（テレビ等見ない時間）の設定や一緒に図書館や身近な地域の文庫に行くなど、子どもが小さい頃から本に接するよう家庭で習慣付けることの重要性についての理解を働きかけていきます。

学校や図書館などでは、家庭・地域、学校が一体となった読書活動の推進のための研究を進めていくとともに、先進的な取組例の紹介・普及を図ります。

2 地域における推進

(1) 公立図書館における推進

【現状及び課題】

図書館は、子どもにとっては、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所であり、親にとっては、自分の子どもに与

えたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりすることのできる場所です。また、読み聞かせや ストーリーテリング、本の紹介等の実施、子どもにすすめたい本の展示、親を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の指導など子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

図書館には、子どもに対するサービスの方針や運営計画を作成し、それらに基づいて必要なスペースの確保、児童資料の選書・収集・提供、おはなし会などの行事の実施、研修などに努めることが求められます。従来、必ずしも十分ではなかったヤングアダルトサービス（概ね13歳から18歳までを対象とした図書館サービス）については、特に充実が求められています。

用語解説 ストーリーテリング
物語を覚えて子どもたちに対して語ること。
「おはなし」「すばなし」ともいう。

【施策の方向】

県立図書館は、市町村立図書館の要請に応じて、図書館サービスや運営に関する助言を行い、県全体の図書館サービスの向上に努めます。また、図書館未設置町村に対しては、未設置町村の教育委員会等を参加団体とする埼玉県移動図書館振興協議会と連携して、先進図書館視察や図書館づくり講座などを実施して、図書館設置を働きかけるとともに設置に関する助言を行います。

また、県内における子ども読書活動の拠点として、県立図書館に「（仮称）子ども読書支援センター」の設置を進め、図書館職員、ボランティア、親、教員等からの相談に対して適切な助言を行うとともに、活動のコーディネート等の役割を果たします。

さらに、県立図書館と市町村立図書館が連携・協力して、子どものレファレンス事例をデータベース化し、図書館におけるレファレンスサービスの向上に努めます。

市町村立図書館は、地域における子どもの読書活動推進の拠点施設です。乳幼児を対象にした乳幼児サービスからヤングアダルトサービスの充実まで、子どもの成長に応じた幅広いサービスの展開が期待されます。また、おはなし会やブックトークの実施、親を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の講習会や図書館利用講座などの開催が期待されます。

さらに、必要な知識・技能を有する人のボランティアとしての参加を一層促進したり、ボランティア希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティア養成のための研修の実施などの条件整備を図ることが期待されます。

用語解説 レファレンスサービス
図書館サービスの一つで、利用者からの様々な調査の依頼や問い合わせに、資料・情報や情報源を提示すること。

用語解説 ブックトーク
あらかじめ選んでおいた数冊の本を参会者に興味をそそるように紹介し、読書意欲をを起こさせる。

(2) 児童館における推進

【現状及び課題】

児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的とした施設であり、図書室の設置が義務づけられています。児童館の図書室では、専門職員である児童厚生員が中心となって、絵本等の児童図書を活用した様々な活動が行われています。

児童館は、図書室を気軽に活用でき、身近に感じられる読書施設としていくことが求められています。また、児童館と家庭・学校・図書館等関係機関と連携した取組が求められています。

【施策の方向】

児童館の図書室を気軽に閲覧できるような配慮、希望図書の貸出しの実施など、子どもが気軽に読書に親しむことができるような体制づくりを促進します。

また、保護者や地域のボランティア等と連携し、児童館における読み聞かせやおはなし会などの活動を一層促進していきます。

用語解説 児童館

児童館は、子どもの遊びを通じて、健全な成長を図る場所として、さらに、子育て中の親への支援や子育てサークルなどの拠点として、重要な役割を担っている。

(3) 民間団体等による推進

【現状及び課題】

民間団体の地域における読書活動として挙げられるのが、地域文庫・家庭文庫です。埼玉県内には地域文庫・家庭文庫が約70（県立図書館・読書推進協議会調査）あって、子どもが本に親しむ身近な場として利用されています。これらの文庫は、住民の自主的な取組に支えられています。

ボランティア・NPOやPTAなどの団体は、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することが求められています。

また、最近、子どもと本を結ぶボランティアの活動が、県内の各地域において活発化しています。平成14年度の県立図書館の調査によると、約500の読み聞かせ等のグループがあり、様々な事業を展開しています。県や市町村は、これら民間団体の活動に対する支援を通して、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる環境づくりに取り組むことが課題となっています。

用語解説 地域文庫・家庭文庫

主に子どもの読書を進めるために、地域のボランティアにより、地域の公民館や集会所、家庭などで開設し、子どもと本を結ぶため、本の貸出しやおはなし会など多様な活動を行っている。

【施策の方向】

県立図書館は、読書活動を推進する民間団体のPRや情報交換・交流を促進する取組を進めます。

市町村立図書館には、地域文庫などの子どもの読書に関わる民間団体の運営相談や団体貸出等の活動支援が期待されます。また、民間団体の自主的活動のため、「子どもゆめ基金」事業の周知や活用の奨励、子ども会、PTA、地域文庫連絡会、子育てサークル等の読書活動の促進・啓発が期待されます。さらに、子どもの読書活動に関わるボランティア等を養成するとともに、その専門的技能の向上への支援が期待されます。

事業説明 子どもゆめ基金

政府からの出資金と民間の寄付金により、国立オリンピック記念青少年総合センターが青少年団体等が実施する主として地域レベルの子どもの読書活動や体験活動等に助成金を交付します。

(4) 「彩の国5つのふれあい県民運動」の「本とのふれあい」の推進

【現状及び課題】

「本とのふれあい」を推進するため、「彩の国5つのふれあい県民運動」のリーフレットや学級掲示用ポスターの配布を通し、児童生徒に「本とのふれあい」の理解を図っています。また、5つのふれあい運動県民大会を開催し、「本とのふれあい」など優れた実践を行っている団体を表彰しています。

「本とのふれあい」を地域で推進するため、公共施設にリーフレットを配布したり、保護者会で趣旨を説明するなど、多方面から啓発を図る必要があります。また、市町村に「本とのふれあい」推進団体の情報提供を行い、推進組織の重要性について理解を図る必要があります。

事業説明 彩の国5つのふれあい県民運動

児童生徒の豊かな心をはぐくみ、心の教育を推進するため、家庭、学校、地域社会が一体となって、児童生徒に体験活動の機会を与える「自然」「人」「本」「家族」「地域」との「5つのふれあい」を県民運動として展開しています。

【施策の方向】

「本とのふれあい」優良校の実践事例リーフレットを配布し、児童生徒に「本とのふれあい」の意義や重要性について普及・啓発に努めます。

また、市町村の関係機関に啓発資料を配布したり、青少年関係団体、学校関係者、企業関係者、行政関係者などで構成される協議会等の設置を市町村に働きかけたりし、地域全体に「彩の国5つのふれあい県民運動」を普及し「本とのふれあい」の関心・理解を深めていきます。

3 学校等における推進

(1) 幼稚園や保育所における推進

【現状及び課題】

幼稚園教育要領には、領域「言葉」に「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう。」という指導事項が示されています。

幼稚園では、教員が計画的に絵本や物語、紙芝居等の読み聞かせを行ったり、保育室や共有スペースに絵本コーナーを設けたりして、日常の園生活の中で、絵本や物語に親しめるようにしています。また、「子育てフォーラム」の開催や「子育てジャーナル」等の出版物により、保護者に対して、幼児期における読み聞かせの大切さを訴えたり、子どもが読書に親しむための啓発を行ったりしています。

保育所保育指針では、子どもの発達（年齢）に応じて、保育のねらいや配慮事項等を定めています。この指針の中で、1歳3か月以降については、年齢区分に応じて、絵本、紙芝居、童話や詩との関わりなどが示されています。

保育所では、年齢に応じて、絵本の読み聞かせや読書、紙芝居などを取り入れた保育、さらに、家庭への絵本貸出しなどが行われています。また、保育所等で子育て相談に応じたり、子育てサークルの支援などを行う地域子育て支援センターにおいて、読み聞かせを行うとともに、絵本ボランティアの育成事業などを実施したり、子どもや保護者の便宜を考慮して、各クラスごとに本の貸出しを行うなど、創意工夫した取組を行っています。

幼児期には、好奇心や探究心を高めたり、幼児期にふさわしい知的発達を促したりするため、絵本や図鑑等に幼児が積極的に関わることができるよう、計画的な環境の設定が求められます。また、保護者に対して子どもが絵本などに親しむ工夫、絵本の読み聞かせや絵本選定などへの指導、支援が求められています。

【施策の方向】

教員や保育士の研修を充実させ、読み聞かせ等の理解や技能を高めます。また、幼児が年齢に応じて絵本などに親しむことができるよう、絵本や物語、図鑑等の積極的な活用や、読み聞かせの機会の確保と充実を働きかけます。さらに、保護者に対して

読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及したり、地域子育て支援センター等地域における読み聞かせ等の事業を幅広く促進します。

(2) 小学校・中学校・高等学校における推進

【現状及び課題】

学校においては、従来から国語などの各教科等における学習活動を通して読書活動が行われています。平成14年度からは「彩の国教育改革アクションプラン」に基づき、読書活動の推進に積極的に取り組んでいます。

具体的には、多くの学校で「朝の読書」や読み聞かせなどの読書活動の取組や、必読書や推薦図書の選定など、各学校の実態に応じて児童生徒の読書習慣の確立を図っています。

また、各教科等の授業においては、調べ学習など学校図書館の図書資料を活用した多様な学習活動が展開されています。

県では、読書活動の先進的な取組例の紹介や、「朝の読書」の推進のための研修会、司書教諭を含めた研修会等を通して、教職員の意識の高揚や指導力の向上を図っています。

小・中・高等学校の各学校段階において、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせていくことが求められています。そのために、校長のリーダーシップの下、司書や司書教諭を中心として学校全体で組織的に読書活動の推進に取り組んでいくことが必要です。

事業説明 彩の国教育改革アクションプラン

平成13年11月に「彩の国教育改革会議」から「21世紀をたくましく生きる彩の国の子どもたちを育てるために」と題する提言がなされました。彩の国教育改革アクションプランは、この提言の趣旨を踏まえた施策を全庁的に実施するため、提言のすべての項目について今後の施策の方向性をまとめたものです。

用語解説 司書教諭（主な職務）

児童生徒の教育的見地から、他教員との連携を図りつつ、学校図書館の運営等に関する企画立案を行う。

司書（主な職務）

学校図書館の運営について中心的な役割を果たす司書教諭と連携・協力し、学校図書館に関する諸事務にあたる。

【施策の方向】

学校において、「彩の国教育改革アクションプラン」に基づく読書活動の一層の推進を図り、「朝の読書」や読み聞かせなどの読書活動施策の方向を計画的・組織的に

行うことを通して、子どもたちに読書の楽しさを味わわせるとともに、生涯にわたる読書習慣の確立を図ります。

学校図書館の活用を充実させていくために、司書教諭等を中心とした組織的な校内体制を確立し、学校図書館の機能を十分に発揮できるよう、研修会等において教職員の指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実を図ります。

さらに、県立総合教育センターにおける読書活動推進のための実践的な研修や「豊かな心」をはぐくむための読書推進フォーラムの実施、各種研修会における読書活動の先進的な実践事例の紹介などを通して、学校における読書活動の推進を支援します。

また、教育局のホームページに、子どもたちからの図書紹介を掲載するとともに、学校における読書活動の取組紹介や読書活動に関する情報提供を行い、学校における読書活動を支援します。

(3) 障害のある子どもの読書活動の推進

【現状及び課題】

読書活動の推進にあたり、盲・ろう・養護学校等では、図書や絵本等を教材とした様々な工夫をこらしての活動が展開されていますが、障害のある子どもたちが豊かな読書活動を体験できるような教育環境は、まだ十分整えられているとは言えない状況にあります。

この点で、盲・ろう・養護学校等では、障害の種類や程度に応じた豊かな読書活動を体験できる教育活動を工夫することが求められています。そのためには、まず読書活動の重要性について教員の意識を高めるよう、研究活動の強化を図る必要があります。

【施策の方向】

障害のある子どもたちが豊かな読書活動が体験できるよう、盲・ろう・養護学校等においては、教員が障害のある子どもの読書活動の重要性について認識を高め、障害に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用等の工夫が校内で組織的に行われるよう情報の提供や研修等の実施に努めます。

また、障害のある子どもたちが障害の状況に応じて豊かな読書活動を体験するために、優れた実践事例の紹介等を行い、「朝の読書」や読み聞かせなど、様々な読書活動の工夫が計画的に実施されるよう努めていきます。

4 図書館、学校、民間団体等の連携・協力

【現状及び課題】

保育所では、図書館での読み聞かせへの参加、図書の提供や人形劇開催への支援を受けるなど、図書館と連携して保育を実践しているところもあります。また、乳児健

診や乳幼児健康相談時に、図書館の司書、保健所や保健センターの保健師、地域のボランティア等が連携・協力して、乳幼児への読み聞かせの方法や意義を説明しながら保護者に絵本等を手渡す「ブックスタート」事業を行う市町村も増えています。

絵本の読み聞かせやわらべうたなどについての保育士の理解を深めたり、図書を選定する上での図書館との連携、読み聞かせにおけるボランティアの支援などが望まれます。

図書館からの図書の貸出しや図書館職員の学校訪問による読み聞かせ等、学校図書館と公立図書館との連携の取組が県内各地で進められています。多くの学校において、保護者や地域住民による読み聞かせや図書の整理等のボランティアの活動が行われています。また、推薦図書の紹介を通して小学生と中学生の交流、公立図書館との交流を行っている学校があります。これらの連携が幅広く進められるよう、先進的な取組例を紹介・普及していくことが求められています。

また、地域においても読み聞かせボランティアの活動が活発化し、子どもが読書に親しむ機会の提供に大きく寄与しています。平成15年11月には、「おはなしボランティアのつどい」が開催され、相互の情報交換とスキルアップが図られました。今後は、全県的なネットワークづくりが望まれます。

【施策の方向】

公立図書館、学校図書館、保育所、児童館その他の関係機関との間のネットワークを構築し、図書の貸出しや図書館職員の児童館等への訪問、図書の選定や読み聞かせなど、関係機関同士の連携を推進します。また、学校での読書活動の充実が図られるよう、図書館から学校への図書等の団体貸出や、学校の調べ学習等での公立図書館のレファレンスサービスの利用を促進するとともに、学校図書館担当職員（司書、司書教諭等）との連絡会や研修会等を実施します。県立総合教育センターにおいては、「豊かな心」をはぐくむための読書推進フォーラムを実施し、読書に関する講演会や読書活動の取組の実践発表等を行うことにより、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図ります。

母子保健推進員・母子愛育班員などボランティアに対する研修会の中で、絵本を通じた親子のふれあいの重要性についての理解を促進するとともに、母子愛育班員などのボランティアに対して、乳幼児へのわらべうたや読み聞かせ等の方法についての普及啓発を図ります。また、保護者や地域住民によるボランティア活動等に関する先進的な連携事例の情報提供に努めます。県立図書館では、民間団体等の連携や情報交換のための連絡調整やおはなしボランティア等の交流集会を開催するとともに、ボランティア養成のための講座や研修会等の実施に努めます。

市町村立図書館は、図書館から遠隔地にいる子どもの読書活動を支援するため、図書館と公民館、児童館、学童保育・団体等のネットワーク化を推進することが期待されます。

第2章 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

1 公立図書館の整備・充実

(1) 図書資料の整備・充実

【現状及び課題】

県内の公立図書館の児童書の合計は約528万冊で、年間31万冊を受け入れています。また、平成14年度は、全県で小学生以下37万6,000人の登録者と1,018万冊の貸出しがありました。しかしながら、近年、図書資料購入費の削減が続いており、新刊図書等の収集が十分とはいえない状況にあります。特に、子どもの本は利用が多く消耗が激しいため、蔵書の更新が必要になります。

地域の子どもの読書活動を推進していくには、地域住民にとって身近な市町村立図書館の図書等資料の整備充実が必要です。市町村立図書館においては、豊富で多様な図書等資料の計画的な整備が求められます。

【施策の方向】

県立図書館は、市町村立図書館や民間団体、図書館未設置町村等を積極的に支援するため、幼児・児童向け図書等の網羅的収集に努めます。また、子どもの読書に関する調査・研究用の資料の収集、海外の各種優良図書賞等を受賞した外国語資料及び青少年図書の収集に努めます。

市町村立図書館では、質が高く、多様な図書等の資料を計画的に整備するため、十分な資料費の措置と資料収集に当たる専門的職員の配置が期待されます。

また、市町村によっては、在住外国人が増加しています。図書館では、在住する外国の子どもの読書活動を支援するため、外国語資料の収集・提供などの整備が期待されます。

(2) 設備等の整備・充実

【現状及び課題】

公立図書館では、多くが児童図書コーナーあるいは児童図書室が設置されているほか、おはなし室を設けている図書館もあります。しかしながら、中学生・高校生を対象としたヤングアダルトサービスのコーナーや児童専用カウンターを設置している図書館は少数です。

市町村立図書館の移動図書館は、図書館から遠い地区の住民へのサービスを担っていましたが、廃止になるところもあり、子どもたちへのサービスや学校訪問などの活動に影響があると考えられます。

県立図書館の蔵書情報がインターネット経由で検索できるようになりました。多く

の市町村立図書館は、インターネットで検索できる蔵書情報システムが導入されていますが、これからは、県立図書館を中心に、公立図書館間の情報ネットワーク、物流ネットワークを構築し、連携を深めていく必要があります。また、学校図書館資源共有化ネットワークに市町村立図書館がリンクするような新たな対応が求められています。これまでの図書館資料の相互貸借は、インターネットで蔵書検索ができる図書館を個々に当たることによって得られましたが、今後は、複数の図書館の蔵書検索が一つの画面で可能な一層簡便で、効率的なネットワークシステムが求められます。

【施策の方向】

県立図書館と市町村立図書館間の横断検索システムの整備や、「国際子ども図書館」のデータベースの利用、市町村立図書館と学校図書館のネットワーク整備等に努めます。また、インターネットを活用した蔵書情報の検索システムの普及により、県内図書館間の資料の相互貸借が量的に拡大しますので、資料入手までの迅速な対応を図るため、効率的な資料搬送網の整備に努めます。

図書館未設置町村には、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、図書館の設置を進めるとともに、設置市町村に対しては、住民の生活圏、図書館の利用圏などを十分に考慮し、必要に応じ分館等の設置や移動図書館車の活用により、当該市町村の全域サービス網の整備が期待されます。また、仲間と一緒にいることが楽しい中学・高校生世代の特徴などを考え、蔵書やレイアウトを工夫したヤングアダルトコーナーの設置など青少年への図書館サービスを充実することが期待されます。

(3) 司書の充実

【現状及び課題】

図書館サービスを支える専門職員である司書は、県内図書館の全職員数の約40%で、550人(専任の常勤職員)程度います。ここ数年この割合は減少傾向にあります。

図書館職員は、児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子ども読書活動に対する指導など、子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たします。子どもの読書活動を支援していくためには、図書等資料の充実とともに専門的知識・技術を持った職員の適切な配置や養成を図っていく必要があります。

県内公立図書館の児童サービス担当者研修会は、埼玉県図書館協会が児童奉仕研修会として、20年以上実施しています。今後は、経験年数に応じた研修や学校司書などに対象を広げた研修などが課題となります。

【施策の方向】

県立図書館は、市町村立図書館及び関連機関と協力し、経験年数や職能等に応じたきめ細かい研修を実施することにより、県内図書館全体の職員の資質の向上を図りま

す。また、県立図書館と市町村立図書館及び大学・学校図書館間の定期的な研修交流に努めます。

子どもの読書活動と密接な関係のある市町村の図書館には、子どもの読書活動の推進に関する専門的知識・技術を習得できるよう、研修の充実を図るとともに、専門的知識・技術を持った職員の適切な配置が期待されます。

(4) 障害のある子どものための諸条件の整備・充実

【現状及び課題】

子どもたちの中には、図書館利用に障害のある子どもや入院して図書館に行くことができない子ども等、様々な理由により図書館を利用する上で特別な配慮を必要とする子どもがいます。

地域に住む一人一人の子どもが読書を楽しめるように、点訳や録音図書の製作、宅配サービスなど多様な図書館サービスの展開が求められています。また、障害のある子どもの読書活動を支援するため、施設面での配慮、さわる絵本や布の絵本、拡大写本等の資料の整備・充実を図るとともに、病院や福祉施設・養護学校等と連携したサービスが求められます。

【施策の方向】

県立図書館は、点訳図書・音訳図書や布絵本あるいは大型絵本などの収集・整備を図るとともに、市町村立図書館の担当職員を対象にした研修の実施や、障害のある子どもへのサービスについて情報の収集や提供に努めます。

市町村立図書館は、障害のある子どもの読書活動を支援するため、点訳・朗読奉仕等のボランティアを養成するとともに、その専門的技能の向上を図ることが期待されます。また、ボランティア等と連携しながら、病院、養護学校等を通じての読書活動やボランティア希望者に活動の場などに関する情報の提供、必要な知識や技能を持っている人の図書館活動への参加の促進が期待されます。

2 学校図書館の整備・充実

(1) 図書資料の整備・充実

【現状及び課題】

学校図書館には、豊かな心をはぐくむ読書センターとしての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援する学習情報センターとしての機能があります。県内の学校においては、学校図書館図書資料の整備が十分とは言えない状況にあります。

学校図書館がその機能を発揮するためには、学校図書館図書資料の整備が図られなければなりません。

小中学校においては、「学校図書館図書標準」を目標に、計画的に図書資料の整備・充実を図っていくことが求められています。

用語解説 学校図書館図書標準

平成5年度に文部省（当時）が、公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定したもの。

【施策の方向】

学校においては、学校図書館の図書の充実を図っていくよう努めます。特に、市町村に対して、国の「学校図書館図書整備5か年計画」を基に、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心にこたえる魅力的な図書資料や各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開していくための図書資料などの整備・充実のため、平成18年まで毎年、図書資料の整備計画を立て目標を達成できるよう、継続的に働きかけます。

（2） 設備等の整備・充実

【現状及び課題】

学校図書館が子どもたちにとって「心のオアシス」となるよう、学校図書館の環境の整備を進めていく必要があります。

学校では、校長のリーダーシップの下、司書や司書教諭を中心として学校図書館の環境整備に取り組むとともに、ボランティア等の協力を得て、読書を楽しむ空間としての学校図書館づくりを進めています。また、学校図書館にコンピュータを整備し、学校図書館の情報化を進め機能の充実を図るなど環境の整備に努めています。

さらに、学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、インターネット接続による各種資料の検索や校内LANの整備、蔵書情報のデータベース化、他校の学校図書館や公共図書館とのネットワーク化を図ることによる蔵書の共同利用等を進めていく必要があります。

【施策の方向】

学校図書館が子どもたちにとって「心のオアシス」となるよう設備等の整備・充実を図っていくとともに、市町村にも働きかけます。また、学校図書館の環境の整備の重要性について、教職員の共通理解を深めるため、研修会等を実施します。

学校図書館へのコンピュータの導入や他校の学校図書館や公共図書館とのネットワーク化等、学校図書館の情報化を進めるとともに、市町村にも働きかけます。

(3) 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進

【現状及び課題】

平成15年度より、12学級以上の学校に司書教諭が配置されました。学校においては、学校図書館補助員等が配置されたり、ボランティアによる活動を取り入れたりして、学校図書館を利用しやすくしているところがあります。

司書や司書教諭の力量を高めていくとともに、校内において司書や司書教諭が図書館運営に十分な役割を果たすことができるよう校内体制の確立を図っていく必要があります。

【施策の方向】

司書や司書教諭のみならず、全ての教職員が連携して学校図書館を活用した子どもの学習活動・読書活動を推進します。また、司書や司書教諭のための研修会を充実させ、図書館運営に十分な役割を果たすことができるよう支援するとともに、学校図書館運営のための校内体制を確立するため、各種会議において指導・助言を行います。

司書教諭については、有資格者は十分な状況にありますが、引き続き司書教諭の養成について、関係機関に働きかけます。また、多様な経験を有する地域の社会人やボランティアの協力を得て、学校図書館の充実を図るよう、関係機関に働きかけます。

(4) 障害のある子どものための諸条件の整備・充実

【現状及び課題】

読書活動推進の拠点となる学校図書館の整備・充実は、全体としてまだ十分であるとは言えません。とりわけ、子どもたちの自主的な読書活動を促すための創意工夫は重要であり、障害のある子どもの障害の種類や程度、発達段階に応じた読書活動を推進するための諸条件を整備することが求められています。

【施策の方向】

学校図書館の環境整備を進める上で知的障害養護学校に対しては、読書コーナーの設置等によって読書環境の整備を進めます。

また、盲学校では、点字図書や拡大図書、録音資料、ろう学校では、手話や字幕入りの映像資料、養護学校には絵本や紙芝居、映像資料等、各学校の子どもたちの障害の種類に応じた図書や資料の充実を図ります。

(5) 学校図書館の開放

【現状及び課題】

地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校の施設を積極的に開放していくことが求められています。学校においては、土曜日や日曜日、長期休業中等に学校図書

館を地域に開放し、図書の閲覧や貸出しを行っている学校もあります。

土曜日や日曜日の学校図書館の開放に当たっては、人的な措置を行わなければならないことが課題となっています。

【施策の方向】

県立の学校における学校図書館の開放に当たっては、学校教育に支障のない範囲において、開放を進めていくよう努めます。

また、市町村に対しても、学校図書館が地域の文化活動の中心となり、学校と地域社会とのつながりが一層深まるものとなるよう、学校図書館の図書の貸出しや、土曜日や日曜日等の開放を働きかけます。

第3章 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

1 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報

【現状及び課題】

県立総合教育センターにおいて、子ども読書の日関連事業として「豊かな心」をはぐくむ読書推進フォーラムを実施し、広く子どもの読書活動に関する理解と関心を高めています。各学校においては、「子ども読書の日」に関連した、読書集会やおはなし会などの取組が行われています。また、地域においても県立図書館や市町村立図書館を中心に「子ども読書の日記念事業」として、おはなし会や講演会、フェスティバルなどが実施されています。また、秋の読書週間などの機会をとらえながら、子どもの読書活動の推進に向けた気運が高まるよう、県民を対象にした様々な啓発活動を実施しています。平成15年11月には「彩の国教育の日」関連事業として「おはなしボランティアのつどい」が開催されました。

「子ども読書の日」や読書週間などの機会をとらえながら、子どもの読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、さらに様々な啓発・広報を実施することが求められています。また、「子ども読書の日」に関連した取組についての情報を収集し、関連機関に提供し、地域や学校における読書活動の取組をより充実したものにしていく必要があります。

事業説明 子ども読書の日

子どもの読書活動の推進に関する法律により、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、4月23日を子ども読書の日と決めました。

彩の国教育の日

本県では、平成15年1月に彩の国教育の日を制定し（11月1日を彩の国教育の日、11月1日から7日までを彩の国教育週間）、家庭、学校及び地域社会の連携の下に、県民全体で教育に関する取組を推進しています。

【施策の方向】

「豊かな心」をはぐくむための読書推進フォーラムを実施し、子どもの読書活動に関する理解と関心を更に高めます。また、ポスターやリーフレットの作成・配布などにより、「子ども読書の日」の啓発に努め、保護者や教員等に読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図ります。さらに、「子ども読書の日」の先進的な実践事例を市町村や学校に情報提供し、家庭・地域、学校で連携した「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい読書活動の取組の一層の充実を図ります。

埼玉県図書館協会と共催し、おはなしボランティア等の交流集会や講演会等のイベントを通じて県民への啓発・広報を図ります。

市町村立図書館は、読書週間及び「子ども読書の日」に関連して、学校や図書館、読書活動団体等が連携を図り、子どもだけでなく大人への啓発・広報の充実が期待されます。

2 優良な図書の普及

【現状及び課題】

埼玉県では、推奨図書リストを各学校や図書館及び書店等に配布したり、新聞で広報したりして、優良な図書の普及に努めています。また、県立図書館や市町村立図書館においても推薦図書リストの作成や図書の展示等が行われ、優良な図書の普及や読書活動の啓発・広報が行われています。平成14年度から県庁ホームページ（彩の国わくわくこどもページ）に推奨図書の紹介コーナーが設置されました。

さらに、県立総合教育センター発行の月刊誌「埼玉教育」において、「豊かな心をはぐくむ読書案内」を掲載し、各学校に優良な図書の紹介を行っています。これらの情報を参考に、多くの学校においても必読書等を選定し、子どもたちに薦めています。

推奨図書や推薦図書等の情報が、各家庭まで十分普及されていない状況にあり、PRを一層浸透させる必要があります。このため、インターネットなども含め、多様な

方法での優良な図書の紹介や情報の発信が課題となります。

さらに、必読書等については、各学校における優良な図書のリストの情報を交換し合い、より充実したものにしていけることが求められます。

【施策の方向】

優良な図書の家庭へのPRを推進するために、関係部局の連携を深めるとともに、学校が優良な図書のチラシを配布する際、保護者会などを活用し、優良な図書について呼びかけを行うなど保護者の理解と関心が高まるような普及方法に努めます。また、研修会等を通して、必読書等を選定する学校をさらに広げていくとともに、学校間の情報交換を促進し、より充実した図書のリストとなるよう支援していきます。さらに、子どもの読書に関する総合的なホームページを開設し、推奨図書や推薦図書、子どもがすすめる本などのリストを掲載したり、子どもが興味を持って活用できるブックリストを作成し、図書館、学校、児童福祉施設等を通じて配布したりして、優良な図書の普及や子どもの読書活動に関する情報提供に努めます。

学校や図書館には、優良な図書コーナーを設置するなど、多くの子どもたちが活用しやすいような工夫が期待されます。

県立図書館は、児童図書の網羅的収集を通して、県内の市町村立図書館職員や学校司書・司書教諭が図書を手に取り選定できるように努めます。

市町村立図書館では、ブックリスト掲載図書の展示や資料展等を積極的に実施し、優良な図書を直接目に触れられるような取組が期待されます。

第4章 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

1 県の推進体制の整備

【現状及び課題】

平成15年度に埼玉県子ども読書活動推進会議を設置し、「埼玉県子ども読書活動推進計画」を策定するとともに、その広報・啓発に努めています。

推進会議は、学識経験者（大学教授）、民間団体、学校関係者、図書館関係者等、読書活動の推進に深く関わっている方、読書活動に識見の深い方から広く専門的な意見を伺っています。

また、「埼玉県子ども読書活動推進計画」の策定に当たり、庁内部局関係課による子ども読書活動推進会議庁内作業部会を組織し、連携・協力して推進しています。

子どもの読書活動の施策を総合的、計画的に推進するため、庁内の関係部局の連携・協力はもとより、学校、図書館、民間団体等の関係者からなる総合的な推進体制の整備が求められています。

【施策の方向】

学校、図書館、民間団体等の関係者からなる埼玉県子ども読書活動推進会議を開催し、推進計画の実施状況や達成状況を検討・評価し、必要な見直しを行うなど、適切な進行管理に努めます。また、学校、図書館、民間団体等の連携・協力の在り方について検討し、その体制の整備の推進に努めます。

本計画の推進に当たっては、庁内部局関係課相互の密接な連携を図るとともに、関係機関、市町村、民間団体等との連携を更に深め、施策を総合的、計画的に推進します。

2 市町村の推進体制の整備

【現状及び課題】

市町村は、それぞれの地域の状況に応じて様々な子どもの読書活動の推進に関わる事業を実施しています。

県内市町村の子ども読書活動推進計画の策定状況は、平成16年3月調査（文部科学省）によると、2市が策定済みであり、6市町村が策定を予定しています。また、40市町村が策定について検討中であり、他の42市町村においては、策定の予定がありません。今後、計画未策定の市町村においては、各市町村の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定することが望まれます。

また、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館、その他の関係機関及び民間団体との連携の強化、その他の必要な体制の整備が求められます。

【施策の方向】

子どもの読書活動を推進するためには、県と市町村の関連施策との連携を図り、総合的に施策を推進する必要があります。そのため、県と市町村の具体的な連携の在り方を検討し、それぞれの役割を担いながら相互の連携・協力体制の整備に努めます。

また、市町村の子ども読書活動の推進体制や子どもの読書活動推進事業に関する情報の収集・提供に努め、市町村の連携・協力体制の整備が積極的に推進されるよう働きかけます。

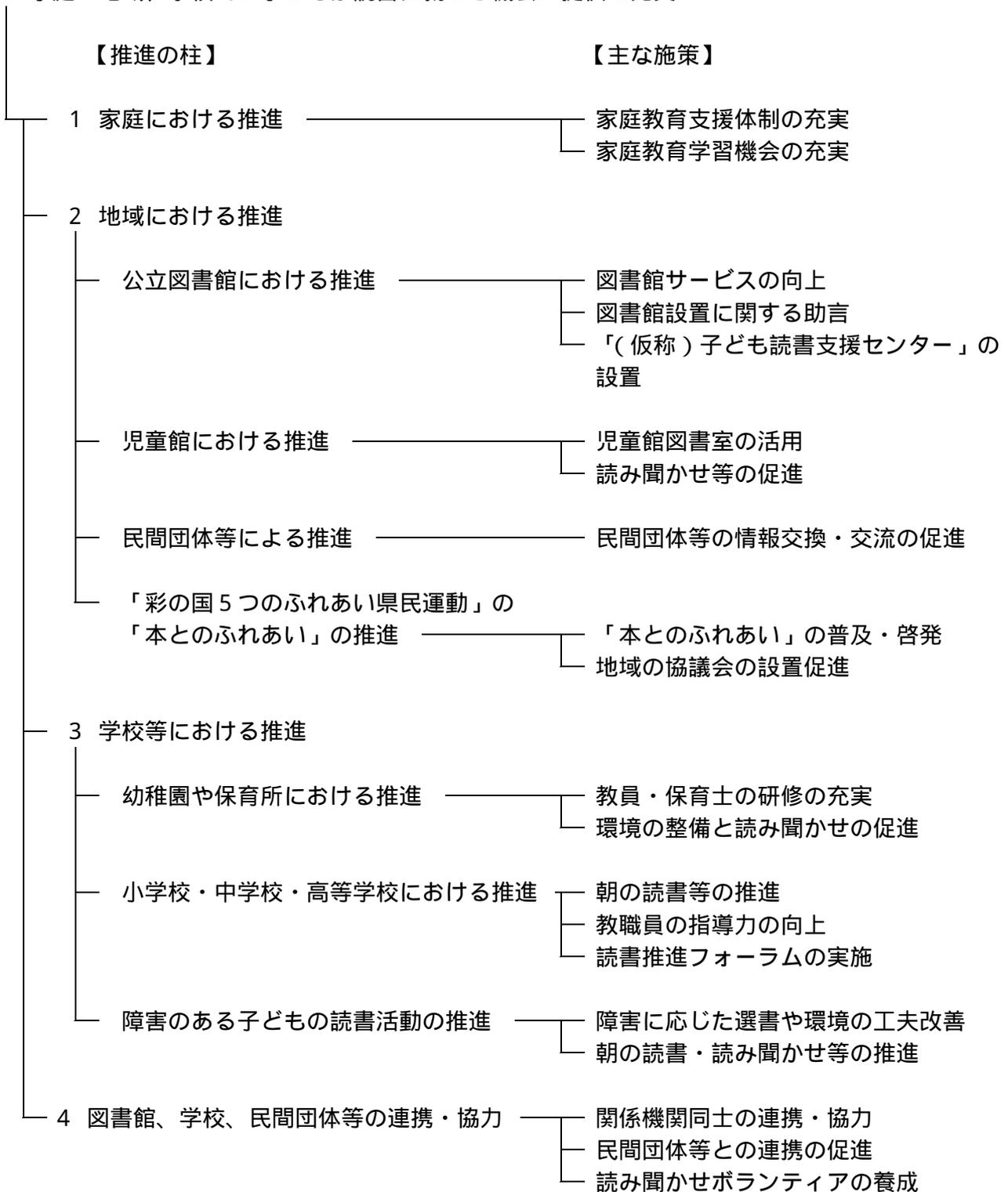
市町村における民間団体が主体性を持ち、活動内容を充実させていくことは、子どもの読書活動の一層の推進に資することになります。そこで、市町村と民間団体及び民間団体相互の連携・協力の在り方について検討し、その体制の整備の推進を支援します。

第3部 資料

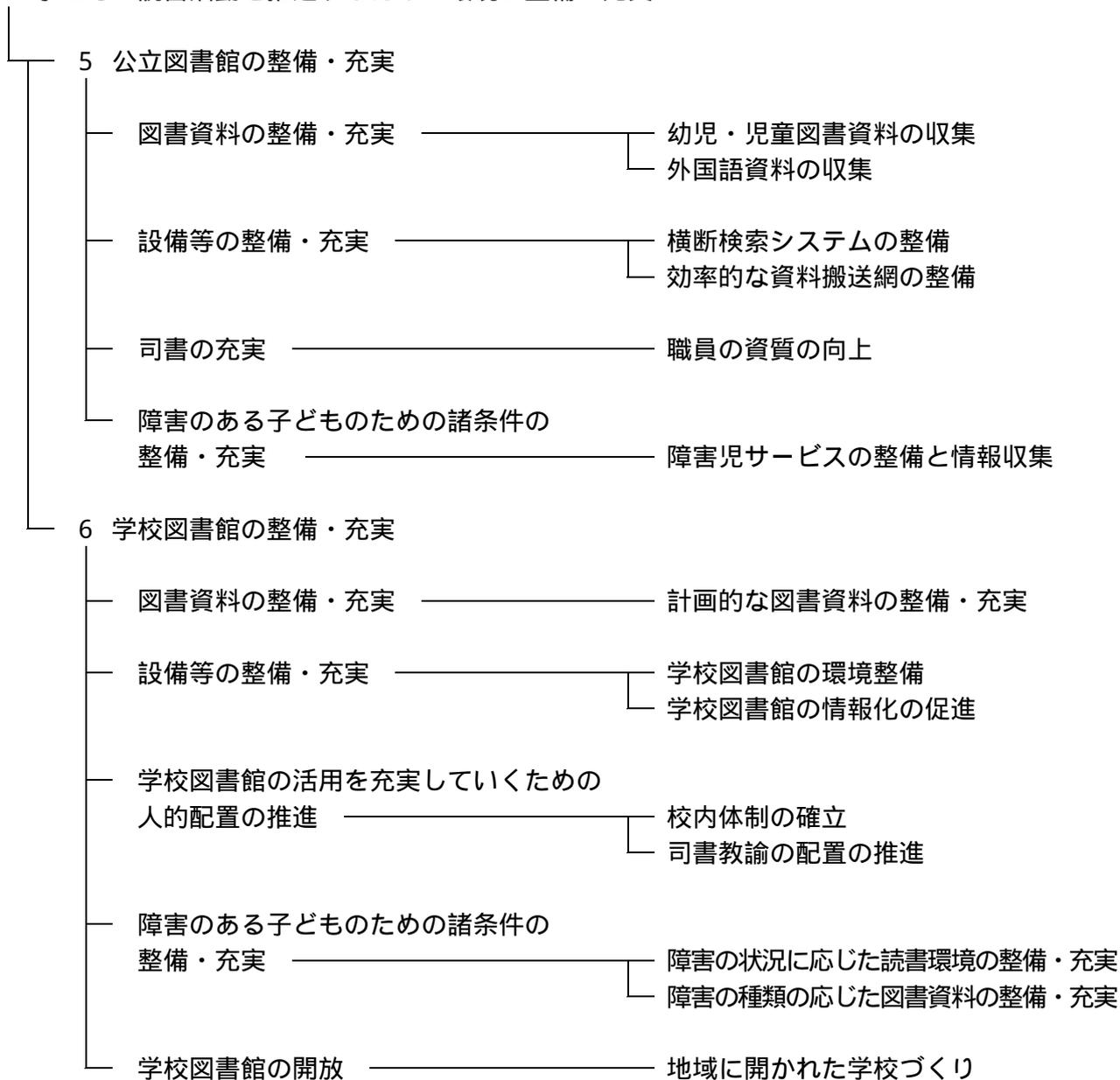
埼玉県子ども読書活動推進計画施策体系表

【基本的方針】

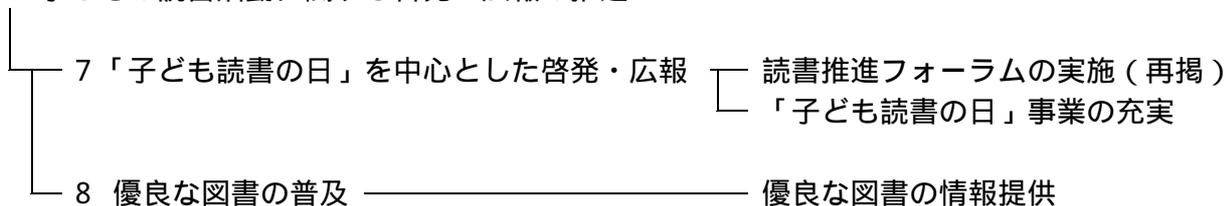
家庭・地域、学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実



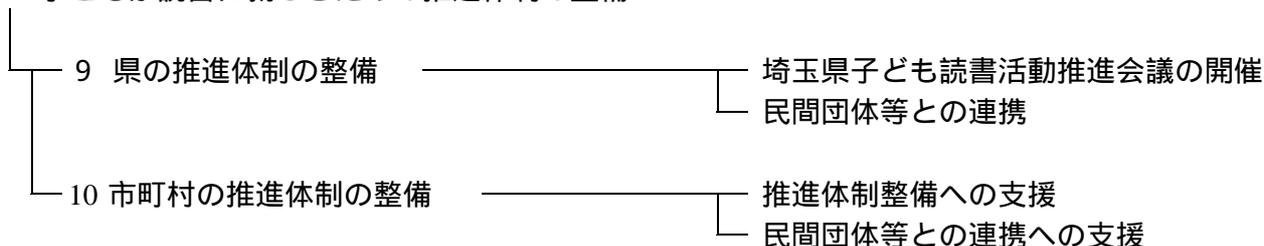
子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実



子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進



子どもが読書に親しむための推進体制の整備



読書活動に関する現状

1 公立小中高等学校の現状

平成14年度末現在

調査内容	小学校	中学校	高等学校
一斉読書を実施している学校	93.8%	75.5%	5.0%
必読書・推薦図書を定めている学校	46.3%	38.9%	18.1%
公立図書館等と連携している学校	71.7%	42.1%	63.8%
ボランティアと連携している学校(含:パート等)	65.7%	38.7%	1.3%
蔵書をデータベース化している学校(H15.5.1現在)	14.6%	19.0%	70.0%

(埼玉県教育委員会調査)

2 公立図書館の現状

(1) 公立図書館の設置状況

平成15年5月1日現在

	設置の状況
県立図書館	3館(浦和、熊谷、久喜)
設置市町村	73市町村(本館92・分館45館) 設置率81.1%
未設置市町村	17町村

(埼玉県教育委員会調査)

(2) 公立図書館の蔵書冊数

平成15年4月1日現在

	県立図書館	市町村立図書館(図書室)
一般書	1,318,436	11,971,410
児童書	241,514	5,277,006
郷土資料	224,429	455,773
合計	1,784,379	17,704,189

(埼玉県図書館協会調査)

(3) 市町村立図書館(図書室)の乳幼児サービス状況

平成15年7月8日現在

図書の乳幼児サービスの内容	実施している
乳幼児向けおはなし会	50市町村
乳幼児向け図書の配布	24市町村
乳幼児向けブックリストの配布	54市町村
保護者向け印刷物の配布	42市町村
保護者対象の「乳幼児向け絵本講座」	23市町村

(県立久喜図書館調査)

埼玉県子ども読書活動推進会議 設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県における「子ども読書活動推進計画」を策定するため、埼玉県子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議内容)

第2条 推進会議の行う協議は、次のとおりとする。

- 一 子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- 二 子どもの読書活動推進の広報・啓発に関すること。

(組織及び運営)

第3条 推進会議に委員長、副委員長及び委員を置く。

- 2 委員は別表1に掲げる者をもって充て、埼玉県教育委員会教育長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により、選出するものとする。
- 4 委員の任期は、委嘱又は任命の日より翌年の3月31日とする。
- 5 委員長は、推進会議を招集し、主宰する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庁内作業部会)

第4条 推進会議に庁内作業部会を置く。

- 2 庁内作業部会は、推進会議の協議事項の原案を作成する。
- 3 庁内作業部会に部会長、副部会長及び委員を置き、別表2に掲げる関係課の職員をもって充てる。
- 4 部会長は会議を招集し、主宰する。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、教育局生涯学習部生涯学習課において処理する。

(その他)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月22日から施行する。

別表 1

埼玉県子ども読書活動推進会議

委員	学識経験者（大学教授）
委員	作家
委員	民間団体（読み聞かせサークル）
委員	P T A
委員	県立図書館長
委員	市町村教育長
委員	市町村立図書館長
委員	市町村立児童館長
委員	保育園長
委員	幼稚園長
委員	公立小中学校長
委員	県立高等学校長
委員	県立盲・ろう・養護学校長

委員 13名

別表 2

埼玉県子ども読書活動推進会議庁内作業部会

部会長	生涯学習部生涯学習課長
副部会長	指導部指導課主席指導主事
副部会長	生涯学習部生涯学習課主席社会教育主事
委員	総務部学事課
委員	総務部青少年課
委員	健康福祉部こども家庭課
委員	管理部総務課
委員	管理部財務課
委員	指導部生徒指導室長
委員	指導部高校教育課
委員	指導部指導課
委員	指導部特別支援教育課
委員	生涯学習部市町村教育課
委員	生涯学習部生涯学習課（県立図書館）

部会長、副部会長 2、委員 11名 計 14名

平成15年度 埼玉県子ども読書活動推進会議委員

【敬称略】

	所 属 等	氏 名
委員長	専修大学文学部教授（図書館学）	後藤 暢 <small>ごとう とおる</small>
副委員長	県立久喜図書館長	吉田 秀文 <small>よしだ ひでふみ</small>
委員	童話作家	青木 雅子 <small>あおき まさこ</small>
委員	杉戸町「ひまわり文庫」代表	上田 礼子 <small>うえた れいこ</small>
委員	荒川村立荒川幼稚園PTA会長	武石 博美 <small>たけいし ひろみ</small>
委員	前加須市教育委員会教育長	若山 定雄 <small>わかやま さだお</small>
委員	さいたま市立北浦和図書館長	鈴木 清 <small>すずき きよし</small>
委員	鴻巣市立鴻巣児童センター所長	野口 泰三 <small>のぐち たいぞう</small>
委員	社会福祉法人寺谷保育園長	吉田 武人 <small>よしだ たけと</small>
委員	深谷市立大寄幼稚園長	高橋 清 <small>たかはし きよし</small>
委員	さいたま市立谷田小学校長	関口 靖彦 <small>せきぐち やすひこ</small>
委員	県立不動岡高等学校長	宮田 明 <small>みやた あきら</small>
委員	県立岩槻養護学校長	北村 晃三 <small>きたむら こうぞう</small>

委員13名